鎌倉市子ども・子育て会議条例

（趣旨及び設置）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　会議は、委員22人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　子どもの保護者

⑵　事業主を代表する者又は労働者を代表する者

⑶　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑷　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

⑸　関係行政機関の職員

⑹　市民

（任期）

第３条　委員の任期は、２年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　前条第２項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年６月条例第２号）第４条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第２条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第４条　会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

（意見の聴取）

第５条　子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

　（幹事）

第６条　子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

（その他の事項）

第８条　この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付　則

この規則は、平成25年７月１日から施行する。